

○琴浦町水道事業等評価委員会設置要綱

平成18年7月1日
企業管理訓令第2号

(設置)

第1条 琴浦町が実施する水道事業(以下「事業」という。)の効率性と透明性を高め、経営の安定化とサービスの向上を図るため、[琴浦町水道事業等評価実施要綱](#)(以下「実施要綱」という。)に基づき、琴浦町水道事業等評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、[実施要綱第2条](#)の規定に定める各評価に応じて審議を行い、管理者に対し、意見の具申を行う。

(構成)

第3条 委員会は、委員7名以内で構成する。

2 委員は、事業に関して優れた識見を有する者のうちから管理者が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要と認める職員を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、上下水道課において行う。

(その他)

第9条 [この要綱](#)に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

[この要綱](#)は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成24年2月1日企管訓令第2号)だ

この訓令は、平成24年2月1日から施行する。